

市報やまぐちプレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市報やまぐち（以下「市報」という。）への市民の関心を高め、若者及び子育て世代をはじめとした市民の精読率を向上させるとともに、市内事業者等の魅力ある商品及びサービスを市報により市民に広く紹介することで地域経済の活性化を図るため、市報で実施するプレゼント企画に応募する市民等（以下「企画応募者」という。）に対して、地元産品やサービス（以下「プレゼント」という。）を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(プレゼントの基準)

第2条 プрезентは、市民の福祉の増進又は産業の振興に寄与するものであって、その範囲は「山口市広告掲載要綱」及び「山口市広告掲載基準」とし、原則として次に定める基準を満たさなければならない。

- (1) 物品又はサービスの提供であること。
- (2) 物品の希望小売価格又はサービス提供価格が送料を含み総額9,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上であること。
- (3) 3名以上に提供するもので、1名当たりの物品の希望小売価格又はサービス提供価格が送料を含み総額3,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上であること。

(プレゼント提供希望事業者の募集)

第3条 プрезентの提供希望事業者（以下「希望事業者」という。）は、市内に店舗等を有する事業者及び本市と協定書を締結している事業者（以下「市内事業者等」という。）とする。

- 2 希望事業者の募集は、市報及び市公式ウェブサイト等により行うものとする。
- 3 希望事業者は、この要領を遵守し、市報やまぐちプレゼント企画提供申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。
- 4 提供決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、市報やまぐちプレゼント企画提供申込辞退書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(希望事業者の責務)

第4条 プрезентの内容に関し生じた責任は、市内事業者等である希望事業者が負うものとする。

- 2 希望事業者は、市税等を完納していなければならない。

(提供事業者の決定)

第5条 市長は、基準を満たして申込書を提出した希望事業者の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度及び相当価格等を総合的に判断してプレゼント提供事業者（以下「提供事業者」という。）を決定する。

- 2 市長は、提供事業者に対して原則として掲載号の発行日の1か月以上前に市報やまぐちブ

レゼント企画提供決定通知書（別記様式第3号）を交付する。

- 3 市長は、原則として掲載号の発行日から起算して1年以内に発行される市報には同一の提供事業者を掲載しないものとする。

（プレゼント企画の周知）

第6条 プレゼント企画は、原則として市報及び市公式ウェブサイト等で紹介するものとする。

- 2 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ、表現等は、市が指定する。
- 3 プレゼント企画の掲載は、原則として市報1号につき1件とする。

（原稿の作成）

第7条 提供事業者は、原稿作成に必要なデータ、撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 市長は、提供事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 3 市長は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

（掲載の取消し）

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると判断した場合は、提供事業者の掲載を取り消すものとする。

- (1) 申込内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該提供事業者から提供辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が掲載を適切でないと認めるとき。

（プレゼントの提供方法）

第9条 市長は、企画応募者の中から抽選で当選者を決定し、提供事業者を通じて当選者に商品を送付するものとする。

- 2 当選者の個人情報を市報掲載号の月の翌月上旬に提供事業者に通知するものとし、提供事業者は通知のあった個人情報について、プレゼントの送付のみに使用すること。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うこと。
- 3 提供事業者によるプレゼントの送付期限は、原則、市報掲載月の翌月末までとし、期限以降になる場合は、当選者にその旨を通知すること。
- 4 プレゼントは、原則として無償で提供事業者が送付するものとする。
- 5 提供事業者は、プレゼントの提供をする際に、当選者に対して商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

（実施報告）

第10条 提供事業者は、郵送後、速やかに市報やまぐちプレゼント企画実施報告書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(情報提供及び二次利用)

第11条 市は、提供事業者に対して、プレゼントの送付に必要な情報を提供する。

2 提供事業者は、掲載号の市報のプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、記事の改変等をすることはできない。

(損害賠償)

第12条 市長は、提供事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に損害が生じた場合は、提供事業者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する

別記様式第1号（第3条関係）

市報やまぐちプレゼント企画提供申込書

年 月 日

(宛先) 山口市長

代表者

市報やまぐちプレゼント企画における商品又はサービス等の提供を下記のとおり申し込みます。市報やまぐちプレゼント企画実施要領を遵守し、責任を持ってプレゼントを提供します。

記

事業者名	
所在地・住所	
担当者名 (個人の場合は省略)	
電話	
メールアドレス	
掲載希望月	<input type="checkbox"/> 申込日から起算して6か月以内ならいつでも <input type="checkbox"/> その他 ()
プレゼント名 個数・金額	プレゼント名 () 個数 () 個・セット 1個当たり () 円 ※消費税及び地方消費税の額を除く。
商品説明	※100字程度で御記載ください
添付画像 ファイル名	メイン画像1枚とその他の画像をE-mail等で送付ください
その他	要領の規定に基づき、下記の事項に☑をしてください。 <input type="checkbox"/> 市税等を滞納いたしておりません。 <input type="checkbox"/> 個人情報は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱います。

※提供を決定した事業者にのみ、提供決定通知書を送付します。

※提供希望月は市報やまぐちの発行月を記入してください。申込日から起算して6か月以内に発行する月を列記できますが、掲載希望月の2か月前の25日までにご提出ください。

別記様式第2号（第3条関係）

市報やまぐちプレゼント企画提供申込辞退書

年 月 日

（宛先）山口市長

代表者

年 月 日付けで申し込んだ標記プレゼント提供について、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由	
事業者名	
所在地・住所	
担当者名 (個人の場合は省略)	
電話	
メールアドレス	
プレゼント名	
備考	

別記様式第3号（第5条関係）

市報やまぐちプレゼント企画提供決定通知書

年 月 日

（宛先）

山口市長

年 月 日付けで申込のあった標記プレゼント企画への提供について、下記のとおり掲載を決定します。

記

掲載年月	年 月 号
プレゼント名・ 個数	
備考	

※申込書の提出内容を基に作成した掲載案の内容の校正（確認）をE-mail等で行います。

※商品の紹介などについては、掲載上のレイアウトや体裁によって記事を編集する場合がありますので、ご了承ください。

別記様式第4号（第10条関係）

市報やまぐちプレゼント企画実施報告書

年 月 日

(宛先) 山口市長

代表者

市報やまぐち 年 月号に掲載された標記プレゼントの引換状況を報告します。

記

プレゼント名・ 個数	
送付日	
引換完了数	
備考	

※備考欄には、本プレゼント企画による効果（誘客・購買行動等）、本プレゼント企画に対する意見・感想などを記入してください。